

<報道発表資料>

環境施策（新規）

平成22年6月29日

目標設定型排出量取引制度の主要事項の決定について

県がこれまで検討を進めてきた「目標設定型排出量取引制度」について、主要事項を決定しました。本制度は平成23年度から開始します。

埼玉県では中長期的な視点を持って、県民総ぐるみで地球温暖化対策に取り組み、低炭素社会の実現を図るため、平成21年2月に埼玉県地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050）を定めました。

この実行計画では、県内の温室効果ガスの排出量を2020年までに2005年度比25%削減するという中期目標を設定し、これを達成するために必要な効果的な対策を推進することとしています。

このうちCO₂を多く排出する大規模な事業所については、事業活動に伴うCO₂排出量の約50%、本県全体のCO₂排出量の約26%を占めています。産業・業務部門のCO₂削減対策を効率的に実施するためには、これらの大規模な事業所におけるCO₂の排出削減を進める必要があります。

本制度は県が定める方法により対象事業者が目標を設定し、一定のルールの中で総量削減を進める制度です。これにより、事業所におけるCO₂の計画的な削減が図られます。また、低炭素社会という新たな社会構造にいち早く適応する、筋肉質な企業体質に向って、企業の成長が期待できます。さらに、中小事業者のCO₂削減や太陽光発電設備などの再生可能エネルギーによる削減を取引に利用可能とすることにより、これらの取組が促進されるといった、波及効果も期待できる制度となっています。

●制度の概要

1. 対象

(1)対象事業所

原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して年間1,500キロリットル以上の事業所
(県内の約600事業所が該当)

(2)対象とする温室効果ガス

燃料、熱、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素（エネルギー起源CO₂）

※その他の温室効果ガスにおいて、具体的削減を実施した結果、削減した量については、目標達成に利用可能（取引不可）

2. 目標設定方法

(1)削減計画期間

第一計画期間を平成 23 年度から 26 年度、第二計画期間を平成 27 年度から 31 年度（以降、5 年ごとの期間）とする。

(2)目標削減率設定の考え方

ア. 目標削減率は、計画期間中の平均の削減率とする。

イ. 県全体の削減目標や第一、第二計画期間での削減の考え方に加え、県がこれまで把握してきた事業者の過去の削減実績や現在の省CO₂対策の実施状況等、今後事業者において対策が実施されることにより想定される削減等を考慮

ウ. 地域冷暖房事業者から供給されるエネルギー割合が高い事業所については、自らの対策の実施により削減が可能な割合が少なくなることから、同種の事業所に比べ目標削減率を緩和

エ. 第一計画期間における目標削減率は次のとおり。

区分	対象事業所の種類	目標削減率
ア オフィスビル等	オフィスビル等のうち、事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房事業者から供給されるエネルギーが2割未満のもの及び地域冷暖房施設	8%
イ 地域冷暖房を多く利用する事業所	オフィスビル等のうち、事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房事業者から供給されるエネルギーが2割以上のもの	6%
ウ 工場等	区分ア、区分イ以外のもの	6%

※第二計画期間(平均)における目標削減率:15%程度と推計される

オ. 地球温暖化対策の推進の程度が優れている事業所（トップレベル事業所）については、その推進の程度に応じて、目標削減率を 1/2 又は 3/4 に緩和

(3)基準排出量

ア. 既存事業者

平成 14 年度から 19 年度の間いずれかの連続する 3 年間の平均値を事業者が選択

イ. 新規事業者

直近の3年間の実績又は県が定める標準的な指標により算出

ウ. 変更

床面積の増減、用途の変更、設備の増減等、一定の条件に該当する場合には、基準排出量を変更

3. 排出量取引を含む目標達成の方法

(1)目標達成に当たっては、自らで削減することを基本とし、これを補完する手段として、排出量取引を活用する仕組みとする

(2)自らの削減量と排出量取引で取得した削減量の合計が、基準排出量に目標削減率を乗じて算出された削減目標量以上とすることをもって目標の達成とする。

(3)排出量取引の対象としては、次のクレジットの取得を認めることとする。

ア. 県内他事業所の超過削減量

イ. 県内中小事業所の削減量

ウ. 県外大規模事業所の削減量

エ. 再生可能エネルギーの環境価値

オ. 森林吸収による二酸化炭素削減相当量

※1 アについて、他者に移転できるのは基準排出量の1/2を上限とする。

※2 エ（知事が別に定めるものに限る。）及びオのうち県内の森林に係るものは、1.5を乗じた量をクレジットとする。

※3 ウはオフィスビル等については削減目標量の1/3まで、工場等については削減目標量の1/2まで認める。

4. 排出量の検証方法

次の場合には事業者を検証を求める。

・ 事業者が計画期間終了後に削減目標の達成の確認を行う際

・ 排出量取引により削減目標を達成する際

※検証を実施する機関は県が認める機関とする。

●新たな取組

1. 事業者支援制度

平成22年度から新たに次のような補助制度を導入。

(1)補助対象事業所

- ア. 目標設定型排出量取引制度対象（予定）事業所
- イ. 県内中小企業の事業所

(2)補助対象事業

複合的又は一体的なCO₂排出削減設備整備事業

(3)補助金額

- ア. 補助率 対象経費の1／3
- イ. 補助金上限額

(1)アの事業所：設備のCO₂削減効果等に応じて、上限5,000万円、3,000万円、2,000万円の三段階を設定

(1)イの事業所：2,000万円

(4)補助の条件等

- (1)アの事業所：削減目標の達成
- (2)イの事業所：県内中小事業所クレジット化の検討

※詳細は、こちらをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/co2sakugenshien.html>

2. 総合相談窓口の設置

本制度の円滑な導入を図るため、省エネ対策などの技術面や資金面、経理、税務面などの幅広い相談に対応できる総合相談窓口を新たに設置します。

(1)窓口設置場所

温暖化対策課 排出量取引推進担当
TEL 048-830-3049 FAX 048-830-4777
mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

(2)内容

目標設定型排出量取引制度に関連する相談全般に対し、総合的な対応を行うとともに、必要に応じ、金融機関、中小企業支援団体、エネルギー関係等の専門家・関係企業を紹介します。